



平成18年7月7日

各 位

会社名 積水化学工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 大久保 尚武
(コード番号 4204 東証・大証 市場第一部)
問い合わせ先：コーポレートコミュニケーション部広報部長 真田 元清
代表 (03)5521-0522

取締役に対するストックオプションとしての新株予約権の割当てについて

当社は、平成18年7月7日開催の当社取締役会において、会社法第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役に対し、ストックオプションとしての新株予約権を割当てること及びその内容について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 新株予約権の名称

積水化学工業株式会社普通株式新株予約権

2. 新株予約権の総数

235個

ただし、下記3.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

3. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的となる株式の数は1,000株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合等を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率

4. 新株予約権の割当日

平成18年8月1日

5. 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しない。

6. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株あたりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、以下のとおりとする。

新株予約権割当日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その価額が新株予約権割当日の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合には、当該終値の価額とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合等を行う場合は、次の算式により行使価額

を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株を発行または自己株式を処分（新株予約権の行使により新株を発行する場合を含まない）する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、新株予約権の割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株式への配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

7. 新株予約権を行使することができる期間

平成20年7月1日から平成23年6月30日までとする。

8. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、行使時においても当社または当社関係会社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、当社または当社関係会社の取締役を任期満了により退任した場合、その他正当な理由のある場合はこの限りでない。

(2) 新株予約権の質入、その他一切の処分は、認めない。

(3) その他の行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

9. 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

10. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記(1)の資本金等増加限度額から前記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

11. 配当起算日

新株予約権の行使によって新株が発行される場合の当該株式に対する最初の利益配当金または中間配当金は、新株予約権の行使がなされたときの属する配当計算期間の期首に新株予約権の行使があったものとみなし、これを支払うものとする。

12. 新株予約権の取得の申し込みの勧誘の相手方の人数及びその内訳

当社取締役 21名 235個

以 上